

茨木市水道部交通事故審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 交通事故審査委員会（以下「委員会」という。）は、茨木市水道部安全運転管理規程第25条に基づき、職員が職務の執行中に発生した自動車等による事故（以下「事故」という。）に係る事故の処理等を審査し、かつ審査に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 部長

副委員長 次長

委員 総務課長

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、事故関係者の所属長を委員とすることができます。

(関係人の出席)

第3条 委員会の会議に、委員長が必要と認める場合は、関係所属長若しくは総務課長代理並びに運転者、その他事故関係者の出席を命ずることができる。

(事故処理及び報告)

第4条 事故が発生した場合は、事故運転者の報告に基づき所属長は、ただちに現場に急行し応急措置を施し、双方の事情を聴取するとともに必要に応じて相手方と損害賠償の予備交渉を行ない、安全運転管理規程第24条に基づき報告しなければならない。

(審査事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。ただし、事故のうち別表1に掲げる軽易な事故（別表2の判定資料（別添）に基づいて判定した場合、過失の項の「相手方の一方的過失」又は「相手方の過失大」のいずれかに該当し、かつ事故歴の項の「初回」の2項目にしか該当しない事故）については、審査事項とせず、報告を聴取するにとどめる。

- (1) 事故の処理に関する事。
- (2) 事故の過失に関する事。
- (3) 水道部の賠償責任に関する事。
- (4) 水道部が受けた損害に対する損害賠償請求に関する事。
- (5) 職員に対する求償権に関する事。
- (6) その他委員会が必要と認める事項。

(審査項目)

第6条 委員会は、前条各号を次の項目にしたがい審査するものとする。

- (1) 事故の処理に関する事。

ア 事故発生時の状況

イ 事故の原因

- ウ 被害状況
 - エ 事故発生後の処理
 - オ 事故の程度
- (2) 事故の過失に関すること。
- ア 過失の程度
 - イ 職員の事故歴
 - ウ 事故の再発防止
- (3) 水道部の賠償責任に関すること。
- ア 損害賠償額について
 - イ 損害賠償支払方法について
- (4) 水道部が受けた損害に対する損害賠償請求に関すること。
- ア 損害賠償請求額について
 - イ 損害賠償請求方法について
- (5) 職員に対する求償権に関すること。
- ア 求償することが妥当か
- (6) 職員に対し与える注意の程度に関すること。
- ア 別表2に定める基準による
- (管理者への報告等)

第7条 委員長は、審査後その内容を管理者に報告し、事故関係者の所属長及び総務課長に送付するものとする。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し開催するものとする。

(委員会の事務取扱い)

第9条 委員会の事務取扱いは、総務課総務係が担当する。

附 則

この要綱は、昭和62年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から実施する。

別表 1

- (1) 水道部職員に全く過失のない物損事故である場合
- (2) 交通事故以外の車両事故である場合

別表 2 (運転者への注意)

注意の程度	判定資料（別添）
所属長注意	4点以内
所属長厳重注意	5点から8点以内
部長注意	9点から12点以内
部長厳重注意	13点から16点以内
管理者厳重注意	17点以上

交通事故 水道部当事者

所 属 課

氏 名

(判定資料)

項目	1	2	3	4	5	点数
物 損 賠償額	5万円未満 10万円未満	5万円以上 20万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
人 身 事 故 程 度	(治療) 1週間未満 1か月未満	1週間以上 1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上	致死 又は 重度障害	
人 身 賠 償	20万円未満 120万円未満	20万円以上 120万円未満	120万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上	
過 失	相手方の 一方的過失	相手方の 過失大	双方半々の 過失	水道部職員の 過失大	水道部職員の 一方的過失	
事故歴	初 回	2 回 目			3回以上	
					計	

※事故歴は、過去3年間の範囲のもの。

運転者に対して与える注意
